

県内測量・建設コンサルタント等業者の合併等に関する特例要綱

平成24年5月31日制定

(趣旨)

第1条 この要綱は、県内の優良な測量・建設コンサルタント等業者の合併その他の協業化の促進を図るため、県が発注する測量・建設コンサルタント等業務における資格審査における特例について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ各号に定めるところによる。

- (1) 会社 会社法（平成17年法律第86号）第2条第1号の会社をいう。
- (2) 測量・建設コンサルタント等業者 測量・建設コンサルタント等業務発注事務処理要綱（以下「発注事務処理要綱」という。）第3条の認定を受けている者をいう。
- (3) 測量・建設コンサルタント等業務 発注事務処理要綱第2条に掲げる業務をいう。
- (4) 県内業者 登記簿（商業登記法（昭和38年法律第125号）第6条に規定する商業登記簿をいう。）上の本店を県内に有する測量・建設コンサルタント等業者をいう。
- (5) 協業組合 中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項第7号の協業組合をいう。

(入札参加資格審査の特例)

第3条 県内に本店を有する者であって、次の各号のいずれかに該当するもの（以下「合併会社等」という。）は、別記様式第1号により入札参加資格審査の特例の適用を申請することができる。

- (1) 会社である県内業者が合併をした場合における合併後存続する会社（以下「合併存続会社」という。）
- (2) 会社である県内業者の合併によって新設される会社（以下「合併新設会社」という。）
- (3) 他の県内業者（当該営業譲渡により測量・建設コンサルタント等業務に係る営業の全部を廃止するものに限る。以下「営業譲渡人」という。）の測量・建設コンサルタント等業務に係る営業の全部を譲り受けた県内業者（以下「営業譲受人」という。）
- (4) 他の県内業者（当該会社分割により測量・建設コンサルタント等業務に係る営業の全部を廃止するものに限る。以下「分割会社」という。）の測量・建設コンサルタント等業務に係る営業の全部を承継した県内業者（以下「分割承継会社」という。）
- (5) 県内業者を組合員として設立され、かつ、その組合員の全員が測量・建設コンサルタント等業務に係る営業の全部を廃止している協業組合（以下「全部協業組合」という。）

(総合数値の調整)

第4条 合併会社等の測量・建設コンサルタント等業務入札参加資格の審査（以下「資格審査」という。）における総合数値は、次のとおりとする。

(1) 前条の申請の日において有効であった県測量・建設コンサルタント等入札参加資格者名簿（以下「名簿」という。）の有効期間

測量・建設コンサルタント等業務入札参加資格再認定取扱要領（平成24年6月1日制定。以下「再認定要領」という。）第9の規定によって算出した総合数値に1.1を乗じたもの

(2) 前号の加算措置経過後最初の名簿の有効期間

測量・建設コンサルタント等業務入札参加資格審査要領（平成11年4月1日制定）第2項の規定によって算出した総合数値に1.1を乗じたもの

(3) 端数処理

前各号における総合数値の算出において、小数第一位以下の端数があるときは、小数第一位を四捨五入処理するものとする。

2 前項により算出した総合数値による格付けが、合併をした会社、営業譲渡人及び営業譲受人、分割会社及び分割承継会社又は全部協業組合の組合員（以下「合併当事会社等」という。）の最上位の等級の2等級以上上位となる場合は、1等級上位に止めるものとする。

（特例措置の適用除外）

第5条 次の各号のいずれかに該当する場合は、前条に定める措置を行わない。

(1) 合併当事会社等が指名除外要綱別表第11号に該当する場合

(2) その他前条に定める措置を行うことが著しく不相当と認められる場合

（特例措置の取消）

第6条 合併会社等が次の各号のいずれかに該当するにいたった場合は、第4条の規定による入札参加資格の認定を取り消して再認定要領第9の規定による入札参加資格の認定を行うものとする。

(1) 分社化等により、合併、営業譲渡、会社分割又は全部協業組合の設立（以下「合併等」と総称する。）の目的が達せられなくなったと認められる場合

(2) 指名除外要綱第2項第1号の指名除外措置を受け、第4条に定める措置を行うことが適当でないと認められる場合

（申請期限）

第7条 合併会社等は、第3条に規定する申請を合併等の日から6か月以内に行わなければならない。

（建設工事入札参加資格等審査会）

第8条 知事が必要と認める場合は、この要綱の適用についてあらかじめ建設工事入札参加資格等審査会（以下「審査会」という。）に諮ることができる。

2 この要綱に定めのない事項又はこの要綱の規定の適用について疑義が生じた場合は、審査

会の意見を聴いて別に定める。

(結果の通知等)

第9条 知事は、第4条の規定により入札参加資格の認定を行ったときは、再認定要領第6の規定にかかわらず、別記様式第2号及び第3号により申請者に通知するとともに、別記様式第4号により各発注機関に通知するものとする。

(その他)

第10条 入札参加資格の審査に関して、この要領に定めのない事項については、従前の例による。

附 則

この要綱は、平成24年6月1日から施行し、当面、平成29年3月31日までに第3条の申請があったものについて適用する。

合併等による特例適用申請書

広島県知事 様

所在地
申請書 商号及び名称
代表者氏名担当者氏名
電話番号

県内測量・建設コンサルタント等業者の合併等に関する特例要綱第3条の規定により次のとおり申請します。

なお、この申請書及び添付書類のすべての記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。

申請理由	1 合併 2 営業の譲渡 3 会社分割 4 協業組合の設立		
合併消滅会社等の状況	1 吸収合併により消滅する会社 2 新設合併により消滅する会社 3 営業の譲渡により測量・建設コンサルタント等業務を全部廃業する者 4 会社分割により測量・建設コンサルタント等業務を全部廃業する者 5 協業組合の設立により測量・建設コンサルタント等業務を全部廃業する組合員		
	所在地		
	商号又は名称		
	登録番号		
	入札参加資格の内容		

(注)

- この申請と併せて測量・建設コンサルタント等業務入札参加資格再認定取扱要領による再認定申請を要するので注意すること。
- 合併の場合は合併存続会社又は合併新設会社、営業の譲渡の場合は営業譲受者が、会社分割の場合は分割承継会社が申請を行うこと。
- 「申請理由」の欄については、該当する番号を○で囲んでください。
- 「合併消滅会社等の状況」の欄については、合併消滅会社等の形態に該当する番号を○で囲むとともに合併消滅会社等の所在地等を記入すること。
3者以上の場合は、適宜、欄を追加して記入すること。

入札参加資格認定通知書

所在地
商号又は名称
代表者氏名

平成 年 月 日付けで申請のあった入札参加資格については、次のとおり資格があると認定しましたので、通知します。

平成 年 月 日

広島県知事 印

1 資格の内容

業務野	測量	建築関係 コンサルタント	地質調査	補償関係 コンサルタント	土木関係 コンサルタント	その他
格付	総 数値					

2 有効期間

平成 年 月 日から平成 年3月31日までとする。ただし、平成 年度においても、当該年度における資格が認定される日まで有効とする。

様式第3号

入札参加資格認定取消通知書

所在地
商号又は名称
代表者氏名

現在認定を受けている次の資格については、平成 年 月 日付けで取り消します。

平成 年 月 日

広島県知事 印

取り消した資格の内容

業務野	測量	建築関係建設 コンサルタント	地質調査	補償関係 コンサルタント	土木関係建設 コンサルタント	その他
格付	総 数値					

平成 年 月 日

関係局（部）課長 様
関係地方機関の長 様
関係機関の長 様

副 知 事
(建設産業課)

測量・建設コンサルタント等業務入札参加資格再認定等通知書

県内測量・建設コンサルタント等業者の合併等に関する特例要綱第9条の規定に基づき、次のとおり通知します。

なお、当該認定内容は平成 年 月 日から有効なものとし、現在認定している当該業者の入札参加資格については、同日付けで取り消します。

1 測量・建設コンサルタント等業者名

- (1) 所在地
- (2) 商号又は名称
- (3) 代表者氏名
- (4) 登録番号

2 入札参加資格再認定業種等

業務野		測量	建築関係建設 コンサルタント	地質調査	補関係コンサルタント	土木関係建設 コンサルタント	その他
格付	総 数値						

3 有効期間

平成 年 月 日から平成 年 月 日までとする。ただし、平成 年度においても、当該年度における資格が認定される日まで有効とする。